

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 7 年 8 月 2 0 日

関係各位

福島県警察本部警務部会計課長

公 告 日 及 び 番 号	令和 7 年 8 月 6 日 公告第70号
調 達 案 件 名	携帯電話解析ソフト及びパーソナルコンピュータの賃貸借
質 問 事 項	
質問 1 賃貸借に関する契約書（案） （ソフトウェア等の返還及び費用の負担） 第13条の 3 項に「ソフトウェア等内の情報を適正に消去し」との記載がありますが、撤去回収後に受注者指定の倉庫内で消去を実施するということによろしいでしょうか。	
回 答 事 項	
回答 1 そのとおりとなります。 発注者側（契約者：甲）で削除作業を行う場所を指定していないため、受注者側（契約者：乙）で場所を指定の上、ソフトウェア内のデータを消去し、その結果を発注者側（契約者：甲）に通知願います。	